

第6章 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、住民、地域、医療福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが必要です。介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会などの意見を取り入れながら、計画目標の着実な達成と円滑な運営を図ります。



1 保健・医療・福祉の連携体制の充実

本計画の推進には、地域における保健・医療・福祉等関係機関の連携が不可欠です。高齢化の進展により、入院が長期化する高齢者の増加または高齢者のライフスタイルそのものの変化などにより、高齢者のニーズも多様化しています。予防重視の観点からも、高齢者が最適なサービスを総合的に選択し利用できるよう、連絡、調整機能の充実を図ります。

事業の実施については、高齢者の生活習慣病の予防などの健康づくりと、仲間づくりや生きがいづくりなどの事業に関連性を持たせながら一体的に進めていくよう努めます。



2 情報提供体制の確立

介護保険制度や各種サービスに関する情報について、障がい者等に対する情報提供方法に配慮しつつ、市町及び社会福祉協議会の広報紙やインターネットのホームページ、パンフレット等の発行、地域包括支援センター及び市役所・町役場並びに各支所の相談窓口等の活用により、効率的かつ効果的な広報活動を進めます。

介護保険サービスに関しては、利用者の選択がその基本となっているため、利用者が選択するサービスの質の向上が期待されています。

介護サービス情報の積極的な公表は、利用者の選択に添った形で介護保険制度が健全に機能していくための基礎的な役割を果たす非常に重要な取り組みであると言えます。

また、インターネットや携帯電話の一層の普及により、以前に比べてさまざまな情報が格段に短時間でかつ容易に取得できる状況となっています。しかし、高齢者等が情報機器を使い、知りたい情報を取得できているかと言えば、そうとは言い難い状況であり、高齢者等の目線に立った情報提供体制の確立が重要な課題となっています。

盛岡北部行政事務組合では、介護保険サービス情報の公表が適切に実施され、より良い情報が平等に提供される体制の確立に努めます。



3 民間事業者の活用推進

高齢者やその家族に対する各種サービスを効果的・効率的に提供するため、高齢者の人権やプライバシーに配慮しながら、各事業者との連携、事業者間調整を図ります。

また、介護保険にかかる居宅サービス及び施設サービスを提供する事業者、指定居宅介護支援事業者（以下「指定事業者」という。）の事業の発展向上のため、盛岡北部介護保険サービス事業者協議会と連携し、指定事業者等関係機関との連絡調整を図り、指定事業者の円滑なサービス提供を支援していきます。

さらに、介護保険サービス事業者協議会の各部会を通して、介護保険等に関する研究、各種研修会の実施、情報の収集などを行い、資質向上を図ります。

(1) 事業者情報提供システムの整備

介護サービスの提供事業者に関する情報提供については、インターネット上に開設するホームページを中心に、管内の最新情報を検索できるようにします。

また、サービス利用者やその家族が「いつでも、どこでも、だれでも、自分が必要とする情報を必要なときに取得できる」ように、関係機関と協力しながら、利用者またはその家族に対して提供していきます。

しかし、現状では、高齢者が高齢者を介護する家庭も多く、サービス利用者のみならず介護者に対する情報機器使用への配慮も必要です。

また、管内の標準的な居宅サービス計画や地域支援事業、保健福祉事業によるサービス内容についても、利用者、提供者の双方に対し的確に提供して、情報提供体制の充実を図っていきます。

(2) 事業者の参入のマネジメント

自立支援、在宅介護を中心とした介護保険制度ですが、現実では、施設の入所希望をしている要介護認定者が多い状況です。国が示した施設利用者の目標値や県の方針、また事業計画の適正な見込み数値をもとに、地域密着型サービス等の適正な運営を図るために、地域密着型サービス運営委員会において、そのサービス事業者の指定を行うとともに、的確な指導監督に努めます。



4 計画の進行管理

計画期間内の各年度における進捗状況を把握して達成状況を評価するとともに、住民の意見に耳を傾けながら、盛岡北部行政事務組合における介護保険事業運営上の諸問題も併せて協議していきます。

また、このことにより、介護保険事業計画の実効性と健全運営の維持に努めます。

(1) 計画の点検

計画策定後は、当組合が中心となり、構成市町と計画の進行管理を行うとともに、「盛岡北部行政事務組合介護保険運営協議会」において、本計画の進捗状況の報告を行い、意見を聴取し、次年度の計画推進に活かします。

(2) 進捗状況の評価・見直し

平成30年度から平成32(2020)年度までの3か年の計画であり、3年毎に見直しを行うことから、平成32(2020)年度には、計画の進捗状況の評価をもって計画の見直しを図り、新たな3か年計画(平成33(2021)年度から平成35(2023)年度)を策定します。

また、アンケート調査結果などから得られた住民評価を第8期計画策定時の見直しに反映させます。